

第1回大阪府障がい者差別解消協議会

日時 平成28年6月29日(水) 10時~12時
 場所 大阪赤十字会館 3階302会議室

次第

- 1 会長の選出について
- 2 大阪府障がい者差別解消協議会の運営について
- 3 障がいを理由とする差別の解消に向けた体制整備の状況について

【配布資料】

配席表

大阪府障がい者差別解消協議会委員名簿

専門委員一覧

資料1-1 大阪府障がい者差別解消協議会運営要領(案)

1-2(参考) 大阪府障がい者差別解消協議会について(構成と担任事務)

1-3 合議体を構成する委員及び専門委員について(案)

1-4 当面の合議体の運営について(案)

1-5(参考) 大阪府障がい者差別解消条例における相談と解決の流れ

資料2 障がいを理由とする差別の解消に向けた体制整備の状況

参考資料1-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

参考資料1-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

参考資料2 大阪府障がい者差別解消ガイドライン(第1版)

参考資料3-1 大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(大阪府解消条例)

参考資料3-2 大阪府障がい者差別解消協議会規則(解消協規則)

参考資料3-3 大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則(条例施行規則)

参考資料4-1 大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び同要綱

参考資料4-2 大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び同要綱

参考資料4-3 大阪府警察障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応規程及び同要綱

大阪府障がい者差別解消協議会 委員名簿

氏名	所属及び職名等
嵐谷 安雄	一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会长
大竹 浩司	公益社団法人大阪聴力障害者協会会长
小田 昇	関西鉄道協会専務理事
小田 浩伸	大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻 特別支援教育実践研究センター長 教授
河崎 建人	一般社団法人大阪精神科病院協会会长
倉町 公之	公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会长
坂本 ヒロ子	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長
柴原 浩嗣	一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長
下村 喜幸	日本チェーンストア協会関西支部事務局長
関川 芳孝	大阪府立大学教育福祉学類長 教授
高橋 あい子	一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会长
辻川 圭乃	弁護士
坪田 真起子	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長
豊田 泰隆	株式会社KOTOYA代表取締役
中内 福成	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長
久澤 貢	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルフ部会副部会長
藤森 次勝	一般社団法人大阪府医師会
吉川 和夫	学校法人大阪初芝学園 初芝立命館高等学校教諭 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員
與那嶺 司	神戸女学院大学文学部総合文化学科准教授

(オブザーバー)

大阪法務局人権擁護部第二課長
大阪労働局職業安定部職業対策課長
近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長
市長会代表市 担当課長
町村長会代表町村 担当課長

大阪府障がい者差別解消協議会 専門委員名簿

氏名	所属及び職名等
伊丹 昌一	梅花女子大学心理こども学部心理学科教授
大下 芳典	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルフ部会副部会長
尾崎 泰子	関西女子短期大学養護保健学科准教授
小尾 隆一	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事兼事務局長
阪本 栄	一般社団法人大阪府医師会理事
高橋 喜義	特定非営利活動法人大阪難病連理事長
田中 直人	島根大学総合理工学部特任教授
たにぐち まゆ	大阪精神障害者連絡会事務局長代行
中井 悅治	一般社団法人大阪府身体障害者福祉協会副会長
長尾 喜一郎	一般社団法人大阪精神科病院協会理事
羽藤 隆	一般社団法人大阪脊髄損傷者協会 副代表理事
原田 和明	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会支援センターいへな相談支援室長
東野 弓子	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会副理事長
福島 豪	関西大学法学部准教授
福田 啓子	大阪自閉症協会副会長
古田 朋也	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長
山本 勝子	公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会監事
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会代表

大阪府障がい者差別解消協議会運営要領（案）

大阪府障がい者差別解消協議会会長
平成28年 月 日決定

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府障がい者差別解消協議会規則（以下「協議会規則」という。）第10条の規定に基づき、大阪府障がい者差別解消協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議）

第2条 協議会の会議は、大阪府障がい者差別解消条例（以下「条例」という。）第8条第2項で規定する委員で開催する。
2 専門委員は、会長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（オブザーバー）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体・機関からオブザーバーとして職員の出席を求めることができる。
2 オブザーバーは、会長の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

（文書による意見の開陳）

第4条 委員は、会長の許可を受けたときは、会議において文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）により意見を開陳することができる。

（意見の聴取）

第5条 会長は、必要があると認める場合には、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聞くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができる。

（委員の除斥）

第6条 委員は、条例第11条第1項の規定に基づく勧告の求め及び条例第12条第3項の規定に基づく公表に関する意見申し出に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、議事及び議決に加わることができない。
一 委員、その配偶者又は三親等内の親族が、当該事案の相談を行った障がい者及びその家族その他支援者（以下「障がい者等」という。）又はその代理人である場合
二 委員の所属団体又は推薦団体が当該事案の相談の当事者である場合
三 その他当該事案の当事者との利害関係を有すると認められる場合
四 職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反があると認められる場合
2 委員は、前項第一号から第三号に該当する場合、その旨を会長に申し出るものとする。

3 協議会は、第1項第一号から第四号に該当すると認められる委員を除いて議事及び議決を行うものとする。

(傍聴人に対する指示)

第7条 会長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(合議体を構成する委員又は専門委員の指名の特例)

第8条 団体からの推薦を経て任命した委員が協議会規則第2条第2項ただし書きに該当するときは、条例第8条第5項の規定にかかわらず、引き続き協議会が指名したものとみなす。

2 団体からの推薦を経て任命した委員以外の委員が協議会規則第2条第2項ただし書きに該当するときの条例第8条第5項に規定する指名の手続きについては、関係する文書を委員に回付し、賛否を問い合わせ、協議会の会議に代えることができる。

3 専門委員を新たに任命したときの条例第8条第5項に規定する指名の手続きについては、関係する文書を委員に回付し、賛否を問い合わせ、協議会の会議に代えることができる。

(合議体の会議の開催)

第9条 合議体の会議は、協議会規則第6条第1項の規定に基づき、会長が指名する者5人で構成し、開催する。

2 会長は、協議会規則第6条第1項の規定に基づく指名にあたっては、その都度、審議事案の内容等を勘案し、指名を行うものとする。

3 合議体の開催にあたっては、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、第4条中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、「会長」とあるのは「合議体の長」と、「会議」とあるのは「会議（条例第8条第5項第二号にかかるものに限る。）」と、第5条中「会長」とあるのは「合議体の長」と、第6条中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、「条例第11条第1項の規定に基づく勧告の求め及び条例第12条第3項の規定に基づく公表に関する意見申し出に関し」とあるのは「条例第5条第5項第一号の規定に基づく紛争事案を解決するためのあっせんに関し」と、「前項第一号から第三号に該当する場合」とあるのは「協議会規則第6条第1項の規定による指名を受けたときにおいて、前項第一号から第三号に該当する場合」と、「会長」とあるのは「合議体の長」と、「協議会」とあるのは「合議体」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により委員又は専門委員の除斥を行った場合は、第2項に基づき、会長は再度指名を行うものとする。

(合議体欠席時の取扱い)

第10条 合議体を構成する委員又は専門委員が、合議体に出席できないときは、開会時刻までに合議体の長に届け出なければならない。

2 欠席する委員又は専門委員は、委任によって合議体の議事及び議決に加わることができない。

(会議の非公開)

第 11 条 合議体は原則として非公開とする。

(会議録)

第 12 条 会長又は合議体の長は、それぞれ会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

- 2 協議会の会議録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録の全部または一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により会議録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
- 4 合議体の会議録は非公開とする。

附 則

この要領は、平成 28 年 月 日から施行する。

別表

大阪法務局
大阪労働局
近畿運輸局
大阪府市長会
大阪府町村長会

大阪府障がい者差別解消協議会(解消協)について(構成と担任事務)

【構成】

・委員20人以内

・委員は、障がい者の自立と社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者、事業者等から知事が任命

※専門事項を調査審議するために、専門委員を若干人置くことができる。専門委員は学識経験のある者等から知事が任命

※下記法規定事務を担う組織として、国の機関(法務局、労働局・運輸局などの国地方出先機関等)をオブザーバーに迎える

※市町村との適切な役割分担のもとで、体制整備を実施することから、市町村代表をオブザーバーに迎える

【担任事務】

法規定事務

・情報交換、相談及び事例を踏まえた取組に関する協議

・構成機関等に対し、情報の提供、意見表明その他必要な協力の求め

条例規定事務

・知事が諮問する差別解消の推進に関する事項への意見申述べ

・知事に対し、正当な理由なくあつせん案に従わない者等への勧告の求め

・知事が正当な理由なく勧告に従わないとするときの意見申述べ

・合議体を組織し、紛争事案や相談事案に対応

合議体

【構成等】

・一合議体につき、委員・専門委員(委員等)の5人

・合議体を構成する者となる委員等は解消協でリスト化

・リストから会長が指名

・合議体の長は会長又は会長指名委員がなる

・分野や障がい種別等を踏まえ、事案に応じて柔軟に組織

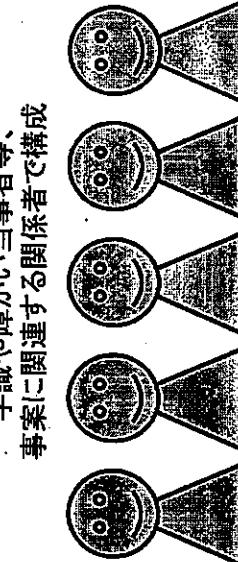
【担任事務】

・事業者に係る紛争事案のあつせん

・広域支援相談員への助言の実施

合議体構成イメージ

学識や障がい当事者等、
事案に関連する関係者で構成



合議体を構成する委員及び専門委員について（案）

- 合議体は条例第8条第5項の規定により、委員及び専門委員のうちから協議会で指名する者をもって構成し、所定の事項を取り扱うこととなる。
- 「合議体を構成する委員及び専門委員」については協議会が指名する必要があることから、委員及び専門委員全員の指名を本協議会で確認する。
- 実際に合議体を開催するにあたっては、協議会が指名したものの中から相談事案等の分野や障がい種別等を踏まえ、規則第6条第1項の規定により、会長が5人を指名し、組織する。
- なお、今後、事務局においては広範な分野に対応できるよう、専門委員の新たな確保に努める。

※新たな専門委員の確保にかかる協議会指名については、障がい者差別解消協議会運営要領（案）第8条規定のとおり、文書の回付により賛否を問い合わせ、協議会の会議に代えることとしている。

当面の合議体の運営について（案）

【合議体の種類】

○合議体は条例第 8 条第 5 項に基づく事項を取り扱う。

- ① 広域支援相談員による解決が難しい場合、法第 8 条第 1 項に基づく事項に係る紛争の解決をするためのあっせんを行う「あっせん実施型の合議体」を開催
- ② 市町村の相談窓口からの相談に対応する広域支援相談員への助言を行い、相談状況の総合的な分析・検証を行う「助言・検証実施型の合議体」を開催

○当面は「助言・検証実施型の合議体」を開催する。ここでは、広域支援相談員等が対応した相談事案の分析等を行い、差別解消の取組を検証する。

○この合議体の運営は下記により行うものとする。

- ・会長を合議体の長とする。
- ・残りのメンバーは学識経験者の委員及び専門委員を中心に指名するとともに、少なくとも 1 名の障がい者関係委員等の参画を得ることとする。

【今後のスケジュール】

平成 28 年 6 月 29 日 第 1 回大阪府障がい者差別解消協議会開催

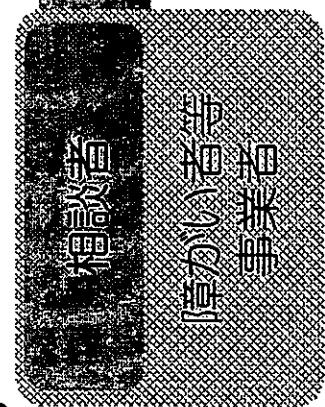
7 月下旬 第 1 回合議体開催（年度末までに計 7 回予定）

平成 29 年 2 月 第 2 回大阪府障がい者差別解消協議会（予定）

※「あっせん実施型の合議体」は上記に関わらず必要に応じて開催

大阪府障がい者差別解消条例における相談と解説の流れ

相談対応



市町村の相談窓口

解説

助言を交わし
相談書類

府

助言

合議体

※解消協の下に設置

広域支援相談員による解決が難しい場合



解説

あつかい

※解消協の下に設置

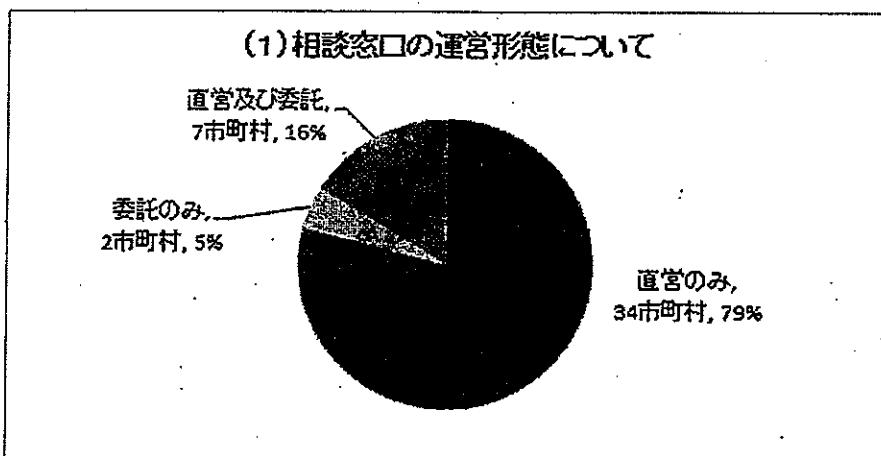
大阪府障がい者
差別解消協議会
(解消協)

公表
勧告
する

※あつかいの対象は、
事業者における不当な
差別的取扱いに限定

障害者差別解消法施行後の市町村の状況等について

調査事項1 事業者による差別事案に対しての相談及び紛争の防止等のための体制整備等について



府内43全市町村(100%)において相談窓口は設置済となっています。
運営形態については、79%の市町村が「直営のみ」となっており、「委託のみ」については、
2市町村(5%)と府内では少数となっています。

(2) 相談体制について(複数回答)

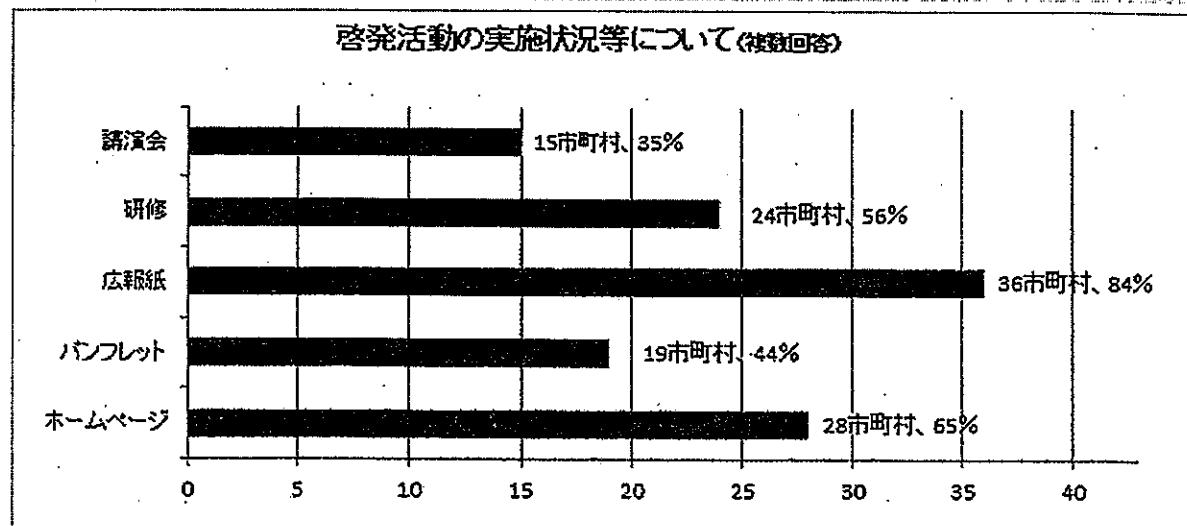
	件数	割合
①専門職(障がい者の福祉または権利擁護に専門知識を有する職員)の配置・活用	13	30%
②マニュアル等の作成	4	9%
③相談対応チームの設置・対応体制の整備	8	19%
④府内関係課と調整会議を組織・対応	18	42%
⑤対象分野の事業所と調整会議を組織・対応	2	5%

①における専門職の内訳

専門職	件数	割合
社会福祉士	10	6
精神保健福祉士		3
保健師		
作業療法士	1	1
臨床心理士		

「府内関係課と調整会議を組織・対応」が最も多く18市町村(42%)となっています。
次いで「専門職(障がい者の福祉または権利擁護に専門知識を有する職員)の配置・活用」が多く
13市町村(30%)となっています。その専門職が有する資格は社会福祉士、精神保健福祉士、
保健師、作業療法士、臨床心理士となっています。
3市町村(7%)が、①～⑤以外の相談の体制をとっています。

調査事項2 啓発活動について



「広報誌」による啓発活動が、8割以上の市町村で、「ホームページ」による啓発についても、
6割以上の市町村で実施していることから、広く周知が可能な方法がとられています。

調査事項3 障害者差別解消支援地域協議会について

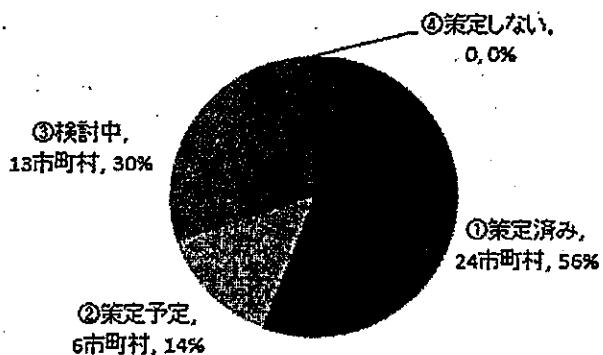
障害者差別解消支援地域協議会の設置の有無や検討状況等について

設置状況	件数	割合
支援地域協議会を設置済み	2	5%
支援地域協議会を設置予定	3	7%
既存の協議会等を活用して設置済み	5	12%
既存の協議会等を活用して設置予定	4	9%
検討中	29	67%
設置しない	0	0%

既存の協議会等を活用も含め何等かの形で14市町村(33%)が設置、又は設置予定となっています。
「設置しない」と回答した市町村は、ありませんでした。なお、29市町村(67%)は「検討中」となっています。

調査事項4 障害者差別解消法第10条に規定する対応要領の策定について

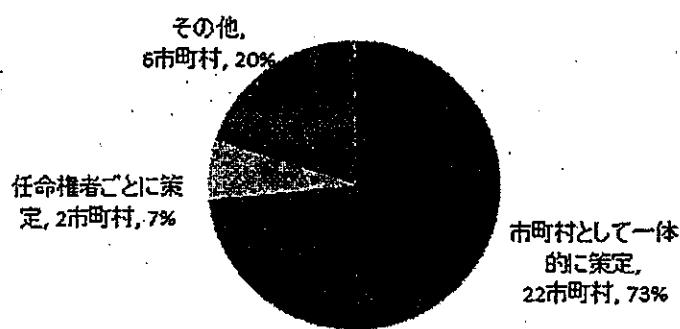
(1) 策定(予定)の有無や検討状況等について



対応要領については、30市町村(70%)が「策定済み」又は「策定予定」となっています。
また、「策定しない」と回答した市町村はありませんでした。

なお、「策定済み」、「策定予定」とした30市町村における、策定に係る形態については、
下記(2)のとおりです。

(2) 策定済み、策定予定の策定の形態について



調査事項5 障がいを理由とする差別の解消の推進に係る条例の制定状況について

障がいを理由とする差別の解消の推進に係る独自の条例を制定又は制定を予定している市町村
はありませんでした。

障がいを理由とする差別に関する相談窓口
(事業者等による障がいのある方への不適当差別の取扱い等に関する相談窓口)

区名	担当(課)	連絡先	FAX	相談窓口	連絡先	FAX
北区役所	地域課(区民活動)	6313-9743	6362-3821	北区 障がい者相談支援センター	6374-7888	6374-7888
都墨区役所	福祉課(社会福祉) 障がい者相談課(人権相談)	6352-9857 6352-4581 6352-9734 6352-4583 6382-9683 6382-9783	6352-4581 6352-9734 6352-4583 6382-9683 6382-9783	都墨区 障がい者相談支援センター	6355-3701	6355-3702
福島区役所	企画推進課(総合企画) 市民相談課(市民相談)	6464-9743	6464-9981	福島区 障がい者相談支援センター	6456-4107	6456-0561
此花区役所	市民協働課(教育支援・監視)	6466-9511	6466-9919	此花区 障がい者相談支援センター	6475-7717	6475-7718
中央区役所	保健福祉課(保健福祉)	6267-9857	6264-8283	中央区 障がい者相談支援センター	6943-4185	6943-4666
西区役所	まち魅力創造課(人権) 協働づくり支援課	6532-9989	6538-7316	西区 障がい者相談支援センター	6585-2550	6585-2550
港区役所	保健福祉課(人権相談)	6576-9787	6572-9512	港区 障がい者相談支援センター	6585-2211	6585-2212
大正区役所	保健福祉課(地域活性化)	4394-9857	6553-1986	大正区 障がい者相談支援センター	6555-3509	6555-3520
天王寺区役所	市民協働課 (未米人材育成)	6774-9743	6774-9692	天王寺区 障がい者相談支援センター	6772-2323	6772-2400
浪速区役所	市民協働課 (こども・教育)	6847-9743	6833-8270	浪速区 障がい者相談支援センター	6849-0421	6849-0421
西淀川区役所	教育支援課(教育支援)	6478-9743	6478-5979	西淀川区 障がい者相談支援センター	4808-3080	4808-3082
淀川区役所	政策企画課	6308-9683	6885-0534	淀川区 障がい者相談支援センター	6101-5031	6101-5032
東淀川区役所	政策・企画・総合企画 (防災・防犯・防災)	4809-9683	6327-1970	東淀川区 障がい者相談支援センター	6325-9992	6307-3673
東成区役所	企画部(企画・監修) 行政課(人権) 政策企画課(人権) 政策企画課(人権) 政策企画課(人権)	6977-9857 6977-9857 6977-9857 6977-9857 6977-9857	6972-2281 6972-2281 6972-2281 6972-2281 6972-2281	東成区 障がい者相談支援センター	6981-0770	6981-0703
生野区役所	保健福祉課(人権) 保健福祉課(人権)	6715-9125	6715-5987	生野区 障がい者相談支援センター	6756-0807	6756-0801
旭区役所	保健福祉課(保健福祉)	6957-9857	6952-3247	旭区 障がい者相談支援センター	4254-2339	6951-2541
城東区役所	保健福祉課(保健福祉)	6930-9069	6932-1225	城東区 障がい者相談支援センター	6934-5858	6934-5850
鶴見区役所	地域活動支援課 (こども・教育)	6913-9093	6931-9939	鶴見区 障がい者相談支援センター	6981-4631	6981-5525
阿倍野区役所	企画部(企画・監修) 保健福祉課(福利)	6622-9683	6621-1412	阿倍野区 障がい者相談支援センター	6621-8001	4399-8900
住之江区役所	保健福祉課(福利)	6622-9857	6629-1349	住之江区 障がい者相談支援センター	6657-7556	4702-4738
住吉区役所	教育文化課(人権)	6694-9743	6692-5355	住吉区 障がい者相談支援センター	6669-3133	6609-3210
東住吉区役所	政策推進課	4399-9683	6622-9999	東住吉区 障がい者相談支援センター	6760-2671	6760-2672
平野区役所	政策推進課	4302-9683	4302-9880	平野区 障がい者相談支援センター	6797-6691	6797-6691
西成区役所	保健福祉課(福利)	6659-9857	6659-9468	西成区 障がい者相談支援センター	6562-5800	6562-6677
大阪市人権啓発・相談センター (人権相談専用電話番号)		6532-7830	6531-0666	相談窓口	連絡先	FAX

この一覧に掲載するお問い合わせ先:

施設局障がい福祉課
電話:6208-8075 FAX:6202-6962

窓口を理由とする差別に関する相談窓口
（事業者等による障がいのある方への不適な差別的販売等に関する相談窓口）
担当（係）

窓口を理由とする差別に関する相談窓口
（事業者等による障がいのある方への不適な差別的販売等に関する相談窓口）
担当（係）

市町村名						担当(課)	連絡先	FAX	相談時間
市役所	保健福祉部市民生活課・高齢者福利課	072-228-7818	072-226-8918	月~金 9時~17時30分	門真市役所	保健福祉部市民生活課 市民生活部・老人福祉課	06-6902-6054 06-6902-6079	06-6905-9510 06-6905-9510	月~金 9時~17時30分
岸和田市役所	市民生活部人情課課長	072-423-9562	072-423-9526	月~金 9時~17時30分	堺市役所	保健福祉部老人福祉課	06-6983-1374	06-6883-9031	月~金 9時~17時15分
泉大津市役所	保健福祉部健康生活課	06-6866-1011	06-6866-0811	月~金 8時45分~17時15分	高石市役所	保健福祉部健康・障がい福祉課	072-265-1001	072-265-3100	月~金 9時~17時30分
池田市役所	福祉部障がい福祉課	072-754-6255	072-752-5234	月~金 8時45分~17時15分	熊井吉市役所	福祉部健康福祉課・障がい福祉課	072-939-1106	072-952-9503	月~金 9時~17時30分
吹田市役所	福祉部障がい福祉課	06-6384-1349	06-6358-1031	月~金 9時~17時30分	東大阪市役所	福祉部健康福祉課	06-4309-3183	06-4309-3813	月~金 9時~17時30分
東大阪市役所	健康福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780	月~金 8時45分~17時15分	唐南市役所	健康福祉部健康福祉課 人情課運部・特種生涯課	072-483-8252 072-480-2855	072-480-2134 072-482-0075	月~金 9時~17時30分
各相談窓口 (保健福祉部障がい福祉課)	072-674-7164	072-674-7188	月~金 8時45分~17時15分	四條畷市役所	健康福祉部障がい福祉課	072-879-2121	072-879-2596	月~金 8時45分~17時15分	
高槻市役所	都市政策部人情課課長	072-433-7160	072-433-7511	月~金 9時~17時	交野市役所	福祉部障がい福祉課	072-893-6400	072-895-6055	月~金 9時~17時30分
守口市役所	健康福祉部健康福祉課	06-6992-1630	06-6991-2494	月~金 9時~17時30分	大垣駅山市役所	保健福祉部福祉グループ	072-366-0011	072-366-9696	月~金 9時~17時30分
枚方市役所	福祉部障がい福祉課	072-841-1457	072-841-5123	月~金 9時~17時30分	阪南市役所	福祉部市民福祉課 幼稚部・人情課生涯課	072-471-5678	072-473-3504	月~金 9時~17時
茨木市役所	健康福祉部健康福祉課	072-620-1636	072-627-1692	月~金 8時45分~17時15分	島本町役場	健康福祉部福祉課生涯課	075-962-7450	075-962-5652	月~金 9時~17時30分
八尾市役所	地域福祉部障がい福祉課	072-924-3838	072-922-4900	月~金 8時45分~17時15分	豊能郡新郷町	生活協同組生民人情課	072-739-3420	072-739-1980	月~金 9時~17時
東大阪市役所	保健福祉・市民生活相談センター	072-464-3890	072-462-5400	月~金 8時45分~17時15分	能勢町役場	総合相談センター (健康福祉部障がい福祉課 内)	072-731-3001	072-731-2151	月~金 8時30分~17時
富田林市役所	子育て・福祉部障がい福祉課	0721-25-1000	072-826-1860	月~金 9時~17時30分	忠岡町役場	人情課生涯課	0725-22-1122	0725-22-0364	月~金 9時~17時30分
泉佐野市役所	保健福祉課	072-824-1181	072-821-54920	月~金 9時~17時30分	田尻町役場	医療介護課障がい福祉課	072-464-3890	072-462-5400	月~金 8時45分~17時15分
河内長野市役所	保健福祉部障がい福祉課	0721-53-1111	0721-52-4920	月~金 9時~17時30分	御厨町役場	生涯課人情課	072-492-2700	072-492-5814	月~金 9時~17時30分
松原市役所	福祉部障がい福祉課	072-334-1550	072-337-3007	月~金 9時~17時30分	太子町役場	福祉部福祉グループ	0721-88-5519	0721-88-2773	月~金 9時~17時30分
大東市役所	福祉・子ども家庭福祉課	072-870-9630	072-873-3838	月~金 9時~17時30分	守衛町役場	健康福祉部高齢課	0721-93-2500	0721-93-4691	月~金 9時~17時30分
和泉市役所	生老がい健康部障がい福祉課	0725-99-8133	0725-44-0111	月~金 8時45分~17時15分	千早赤阪村役場	健康福祉課	0721-72-0081	0721-70-2021	月~金 9時~17時30分
箕面市役所	健康福祉部健康福祉課	072-727-9506	072-727-3599	月~金 8時45分~17時15分	大阪府	大阪府庁健康福祉課	06-6944-0721	06-6942-7215	月~金 10時~17時
羽曳野市役所	保健福祉部障がい福祉課	072-958-1111	072-957-1238	月~金 8時~17時					